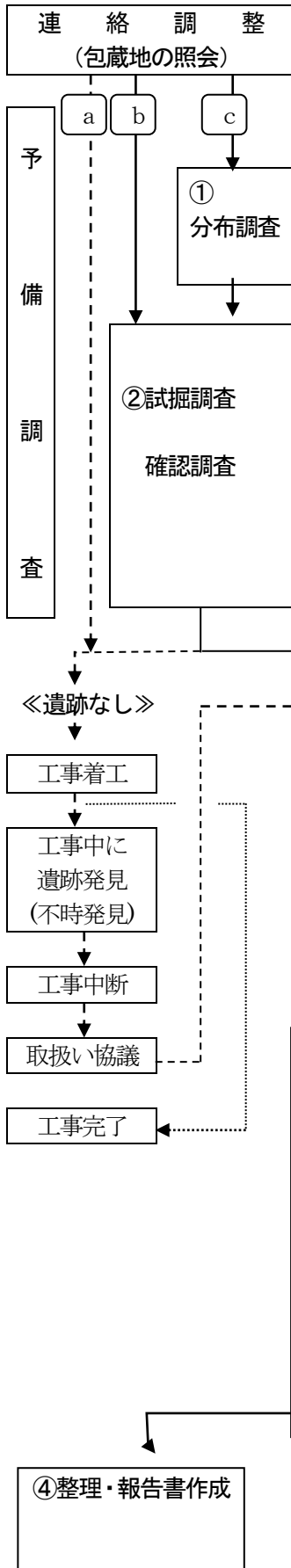


【調査の流れ】



【連絡調整】事業者と市教育委員会の双方が、開発事業にかかわる埋蔵文化財の取扱いについて、事前に情報交換や協議・調整等を行います。

- (a) 遺跡の無いことが確認されている場合
- (b) 埋蔵文化財包蔵地として周知されている場合
- (c) 遺跡の有無が確認されていない場合

【分布調査】現地踏査等により遺跡の分布状況を確認するための調査。

- 分布調査においては遺跡地図、その他の文献や航空写真、大縮尺の地図、地籍図等の資料を活用して遺跡分布を確認するのが一般的となります。
- この段階で、試掘調査等を行う場合もあります。

【試掘・確認調査】既に遺跡の存在が明らか場合は確認調査を実施します。一方、遺跡の存在は不明でも、地形等から遺跡の存在が予想される場合には試掘調査を実施することがあります。

- 試掘調査：地表面の観察等からでは判断できない場合に行います。埋蔵文化財の有無を把握するための部分的な発掘調査。
 - 確認調査：周知の埋蔵文化財包蔵地（遺跡）の範囲・性格・内容等の概要までを把握するための部分的な発掘調査。
- 実質的には、つぼ掘り（数メートル四方の試掘穴）やトレンチ掘り（幅2メートル程度の細長い試掘溝）などの方法で行います。

◎確認調査・試掘調査の結果、遺跡の存在が明らかとなった場合、開発行為の届出(個人・民間)、通知(公共団体)の提出が必要となります。

○開発事業地内に所在する埋蔵文化財について、法第93条及び第94条に基づく土木工事の届出・通知に対し、埋蔵文化財に影響をおよぼす場合には、県観光文化スポーツ部から発掘調査の指示がありますが、工事の内容によっては、工事立会や慎重工事を指示する場合もあります。

③-1 本発掘調査

- 事業施工地にかかわる遺跡の記録保存のための発掘調査。
- 発掘調査の範囲については、事業によって影響を受ける部分を対象とします。

③-2 工事立会

- 対象地域が狭小で通常発掘調査が実施できない場合及び工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが現地で状況を確認する必要がある場合において、工事等の実施中に市教育委員会の専門職員が立ち会います。

③-3 慎重工事

- 遺構の状況と工事の内容から、発掘調査、工事立会の必要がないと考えられる場合において、工事等に際して埋蔵文化財等に悪影響を及ぼすことのないよう、慎重に実施すべき旨について、市教育委員会の指導のもとに工事を実施。

○発掘調査によって記録した図面・写真類の整理、出土した遺物の整理、腐食防止のための理化学的な保存処理、各種資料の分析・取りまとめ、及びそれらを統合した報告書の作成。

○整理作業は、現地作業と並行して行う場合もあります。

○報告書の刊行をもって、発掘調査の完了となります。

なお、予備調査にかかる費用は文化財保護部局（市教育委員会側）で負担します。